

上越市除雪オペレーター人材確保促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における冬期間の道路交通及び市民の安全で安心な生活環境を確保することを目的として、除雪オペレーターの人材確保を図るため、除排雪機械の作業従事に必要な資格の取得に要する費用について、予算の範囲内で交付する補助金の交付に関し、上越市補助金交付規則（昭和46年上越市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる人又は団体は、次の各号のいずれかに該当する人又は団体とする。

(1) 次のいずれにも該当する人

ア 次条各号に掲げる資格の取得をしようとする人（次条第1号に掲げる資格の取得をしようとする人にあつては、当該資格の取得後遅滞なく同条第2号に掲げる資格の取得をしようとする人に限る。）

イ 申請日において満61歳未満である人

ウ 市税を完納していること。

エ 本市が管理する道路の除雪業務を受託し、又は受託する見込みがある事業者（以下「市道除雪事業者」という。）に雇用され、又は雇用が見込まれていること。

(2) 次のいずれにも該当する団体

ア 市道除雪事業者であること。

イ 前号アからウまでのいずれにも該当する人を雇用し、又は雇用を予定していること。

ウ 市税を完納していること。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認める人又は団体は、補助金の交付を受けることができる。

(補助対象となる資格等)

第3条 補助金の交付の対象となる資格は、次の各号に掲げる資格とし、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、それぞれ当該各号に定める経費とする。

(1) 第一種運転免許のうち大型特殊自動車免許（農耕車限定免許及びカタピラ限定免許を除く。） 指定自動車教習所（道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条第1項に規定する指定自動車教習所をいう。）において要する経費のうち、次に掲げる経費の合計額

ア 入所に要する経費

イ 自動車の運転に関する技能及び知識の教習に要する経費（夜間において加算される経費を含む。）

ウ 修了検定及び卒業検定に要する経費

(2) 車両系建設機械（整地、運搬、積込及び掘削用）運転技能講習の修了資格 受講料及びテキスト代

(3) 除雪機械管理施工技術講習会の修了資格 受講料
（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、補助対象経費から国、県、市道除雪事業者等の資格取得の補助額を減じた額に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、5万円を限度とする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする人又は団体は、上越市除雪オペレーター人材確保促進事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 第3条各号に掲げる経費の額が分かる書類の写し

(2) 雇用等証明書（第2号様式）

(3) 資格を取得しようとする人の運転免許証、健康保険証その他の年齢を確認できる書類の写し

2 前項の場合において、補助対象経費のうち、第3条第1号に定める経費について補助金の交付を受けようとする人は、同項の規定による申請において同条第2号に定める経費についても補助金の交付を申請しなければならない。

（交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、補助金の交付の可
否を決定したときは、上越市除雪オペレーター人材確保促進事業補助金交付 ^{決定} 通知書
却下

（第3号様式）により通知するものとする。

（変更承認申請等）

第7条 補助金の交付の決定を受けた人は、当該決定の内容を変更しようとするとき、又は資格の取得を中止しようとするときは、上越市除雪オペレーター人材確保促進事業補助金
変更
承認申請書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受け
中止
なければならない。

- (1) 決定の内容の変更の場合にあつては、見積書その他の変更した内容が分かる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

(変更承認決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、これを審査し、承認の可否を決定したときは、上越市除雪オペレーター人材確保促進事業補助金 ^{変更 決定} _{承認 通知書} (第5号様式) により通知するものとする。

(実績報告)

第9条 規則第8条第1項の必要な書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 大型特殊運転免許証の写し又は技能講習修了証の写し
- (2) 領収書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の上越市除雪オペレーター雇用促進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

3 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式に相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の上越市除雪オペレーター雇用促進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

- 3 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式に相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の上越市除雪オペレーター人材確保促進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

- 3 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の上越市除雪オペレーター雇用促進事業補助金交付要綱に規定する様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の上越市除雪オペレーター人材確保促進事業補助金交付要綱に規定する様式に相当する様式として使用することができる。

附 則

この要綱は、令和3年7月7日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

第1号様式（第5条関係）

上越市除雪オペレーター人材確保促進事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 上越市長

住 所 (所在地)
 申請者 氏 名 (事業者名)
 代表者名
 電話番号

次のとおり上越市除雪オペレーター人材確保促進事業補助金の交付を申請します。

資格 を 取得 する 人	氏 名			生年月日	
	住 所				
	勤 務 先	所 在 地		事 業 者 名	
	取 得 す る 資 格	1 大型特殊自動車免許 2 車両系建設機械運転技能講習 3 除雪機械管理施工技術講習会			
	個 人 情 報 の 取 扱 い に 係 る 同 意	補助金の交付に係る審査のため必要があるときは、 課の職員が私の市税の納税状況を確認することを承諾します。 氏 名			
事 業 費	収 入		支 出		
	区 分	金 額	区 分	金 額	説 明
	市 補 助 金	円		円	
	国 等 補 助 金	円		円	
	自 己 資 金	円		円	
		円		円	
	計	円	計	円	
交付を受けようとする補助金の額					
同 算 出 基 礎					

備考 資格を取得する人の欄は、申請者が個人の場合にあつては氏名及び住所を、申請者が事業者の場合にあつては所在地及び事業者名を記入する必要はありません。

(上越市暴力団の排除の推進に関する条例に基づく暴力団の排除のための誓約)

- (1) 補助金を暴力団の活動に使用しません。
- (2) 補助金の交付の対象となる事業により暴力団に対し利益を供与することはありません。
- (3) (1)又は(2)に反する場合は、この申請を却下され、補助金の交付の決定を取り消され、又は交付を受けた補助金を返還することを承諾します。

上記について誓約します。(□にレ点を記入してください。)

雇用等証明書

年 月 日

(宛先) 上越市長

所在地

事業者名

代表者名

電話番号

雇用していること
次の人を 及びその人の資格の取得に対する事業者からの補助金
雇用する見込みであること
の額に関し、次のとおり証明します。

氏名	
住所	
雇用関係	雇用している・雇用する見込みである
	採用日（採用予定日） 年 月 日
取得をしようとする資格	<input type="checkbox"/> 1 大型特殊自動車免許（農耕車限定免許及びカタピラ限定免許を除く。） <input type="checkbox"/> 2 車両系建設機械（整地・運搬・積込及び掘削用）運転技能講習の修了資格 <input type="checkbox"/> 3 除雪機械管理施工技術講習会の修了資格
	事業者からの補助金の額 円

第3号様式（第6条関係）

上越市除雪オペレーター人材確保促進事業補助金交付 ^{決定} _{通知書}
 _{却下}

第 号
年 月 日

様

上越市長

年 月 日付で申請のあった上越市除雪オペレーター人材確保促進事業補助金の交付について、次の ^{と お り 決 定} _{理由により申請を却下} したので通知します。

決 定	補助金の額	円
	交付条件	
却 下	理 由	

第4号様式（第7条関係）

上越市除雪オペレーター人材確保促進事業補助金 ^{変更}承認申請書
中止

年 月 日

（宛先）上越市長

住 所（所在地）
申請者 氏 名（事業者名）
代表者名
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった除雪オペレーター人材確保促進事業補助金について、下記のとおり ^{決定があった内容を変更} ^{したいので承認を申請し}資格の取得を中止
ます。

記

1 変更又は中止の理由

2 変更の内容

3 変更又は中止の年月日

年 月 日

第5号様式（第8条関係）

上越市除雪オペレーター人材確保促進事業補助金
変更 決定
承認 通知書
中止 却下

第 号

年 月 日

様

上越市長

年 月 日付けで承認の申請のあった上越市除雪オペレーター人材確保促進
事業補助金の 決定の内容の変更 と お り 決 定
資格の取得の中止 について、次の 理由により申請を却下 したので通知します。

決 定	変 更 前	
	変 更 後	
却 下	理 由	